

豊前川崎商工会議所チラシ折込みサービス規程

1. 当サービスは、豊前川崎商工会議所会員事業所の会員サービスを目的に行い、原則として豊前川崎商工会議所会員事業所以外の利用は認めないものとする。
2. 当サービスは、豊前川崎商工会議所会員事業所の営業活動・販売促進を助長するために広告紙等書類を豊前川崎商工会議所会報等に折り込み、会員事業所等へ配布するものとする。
3. 折り込む書類については、下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ①政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの。
 - ②個人、団体等の意見広告を内容とするもの。
 - ③公の秩序を又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
 - ⑤不当表示その他の表現方法が不適切と思われるもの
 - ⑥他の会員、消費者に対して不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他、豊前川崎商工会議所が適当でないと認めるもの
4. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは双方で誠意を持って対応するものとする。また、当サービスによる取引上のトラブルについては、豊前川崎商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
5. 当サービスの1回折込み基本料金については、A4版・B5版は1枚及びスポンサー1枠につき、13,000円（税別）とする。
但し、B4版・A3版は1枚及びスポンサー1枠につき、15,000円（税別）とし、企画のサイズに折り込んだ状態とする。
6. 豊前川崎商工会議所チラシ折り込みサービスを利用する事業所は、広告紙等書類を必要部数準備し、会報発行日の前月10日までに申込書に現金を添えて納めるものとする。但し、チラシの印刷が出来ない事業所については、チラシ原稿を持込めばA4版・B5版白黒印刷1回5,000円（税別）・カラー印刷1回20,000円（税別）で受け付けることができる。
7. このサービスを受けようとする者は、別途申込書に署名捺印し、豊前川崎商工会議所へ提出する。

附 則

1. この規程は、平成29年3月18日より施行する。